

敦賀市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課

環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室、清掃センター、衛生
処理場、敦賀斎苑、中池見人と自然のふれあいの里）

生活安全課（消費生活センター）

市民課

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から10月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和2年12月24日、25日

令和3年1月19日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 企業の与信管理について

市の重要な機能の一端を委託する企業については、業務を安定的かつ継続的に行うことが極めて重要であるため、与信管理の観点から、定期的に決算書の提出を求める等、経営状況の把握に努められたい。 【危機管理対策課】

(2) 個人情報の管理について

相談業務における個人情報を含む記録等のデータ管理について、情報漏洩のリスクを回避し個人情報を保護する観点から、セキュリティ対策の充実を図られたい。 【生活安全課】

(3) 決裁文書について

窓口事務等において、規定外の対応をする場合の決裁文書については、対応の適正性を明確にするため、当該案件に関する発生原因を含めた詳細な経緯を明記されたい。 【市民課】